

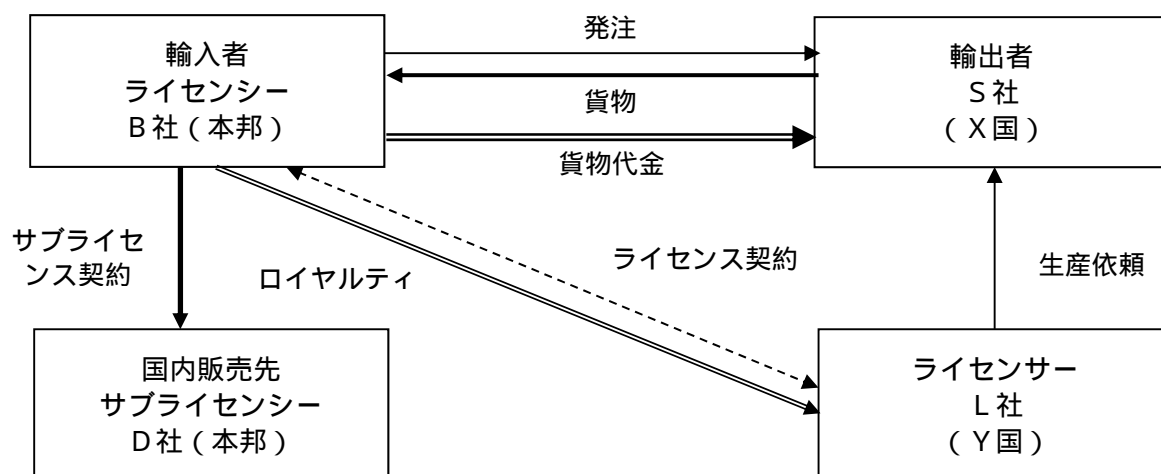
## 輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

ライセンス契約に基づき支払われるミニマムロイヤルティの取扱いについて

照 会		
照会内容等	輸入貨物の品名	衣類他（税表分類：第 62 類）
	照会の趣旨	ライセンス契約に基づき支払われるミニマムロイヤルティが輸入貨物の課税価格に算入されるか否かについて照会するものです。
	取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙 1 のとおり。
関係する法令条項等		関税定率法第 4 条第 1 項第 4 号
添付書類		照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回 答			
回答年月日	平成 26 年 12 月 15 日	回答者	大阪税関業務部首席関税評価官
回答内容	別紙 2 のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。		

## 1. 取引形態図



## 2. 取引の概要

- (1) 輸入者B社（以下「輸入者」という。）は、X国所在の輸出者S社（以下「輸出者」という。）から、衣類等を輸入しています。
- (2) 輸入者は、Y国所在のライセンサーL社（以下「ライセンサー」という。）とライセンス契約を締結し、ライセンサーからライセンス契約で使用の許諾を受けたライセンサーブランドの商標を付したものを（以下「ブランド商品」という。）を輸出者から輸入しています。
- (3) 当該ライセンス契約は本邦におけるブランド商品の生産、販売等に関する権利を許諾しており、輸入者は本邦所在の国内販売先D社（以下「サプライセンシー」という。）とサブライセンス契約を締結し、輸入者が輸出者より輸入したブランド商品をサプライセンシーに全て販売しています。サプライセンシーは、その他、輸入者の了解のもと、独自にブランド商品を製造及び販売しています。
- (4) 輸出者はライセンサーから当該ブランド商品の製造を受託しており、輸入者はライセンサーから製造を委託している工場及びその商品リストの提示を受け、当該商品リストに基づいて、輸出者と売買契約を締結しブランド商品を輸入しています。
- (5) 輸入者がライセンサーに支払うロイヤルティは、サプライセンシーが販売した価格（卸売価格）のa%です。したがって、ロイヤルティには輸入者が輸入した貨物とサプライセンシーが独自に生産及び輸入した貨物の販売額の合計額が対象となっています。
- (6) ライセンス契約には販売者が販売する額につき、契約年ごとに契約販売額と最低販売額が定められており、また、契約年を含む各年のロイヤルティの率とミニマムロイヤルティの額が記載されて

います。

### 3. 関税評価に対する照会者の見解

- (1) 輸入者が輸出者より輸入する貨物は、ライセンサーブランドを付しており、かつ、ライセンサーと関係のある工場より輸入するため、当該輸入貨物に係るロイヤルティは加算すべき費用と考えます。
- (2) 評価加算すべき額はライセンス契約上定められているサブライセンサーの卸売価格の a% です。
- (3) 一方、輸入者が支払う卸売価格の a% の合計額とミニマムロイヤルティとの差額は、契約当事者間で損害賠償金として認識しており、輸入貨物に係るものでないと考えます。ライセンス契約の構成上、ミニマムロイヤルティの支払は最低販売額を達成できなかった際のペナルティとして支払うものとなっており、損害賠償金として捉えられます。
- (4) また、輸入貨物とミニマムロイヤルティとの対応関係が明らかでなく、輸出者からの輸入が一切ない場合にもミニマムロイヤルティは発生するため、ミニマムロイヤルティは評価加算すべきでないと考えます。
- (5) 以上により、輸入者が支払う卸売価格の a% のうち輸入貨物に対応する部分が輸入申告時に評価加算すべきロイヤルティと考えます。

【回答内容】

関税定率法第4条第1項第4号に該当する商標権の使用に伴う対価は、当該対価の計算が輸入貨物の販売額や数量により起因されるか否かに関わらず、輸入貨物の課税価格に算入されます。

【理由】

1. 関係法令等

(1) 関税定率法(以下「法」という。)第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、「当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格とする」と規定されています。

(2) 上記(1)の「次に掲げる運賃等の額」として、同項第4号において、「当該輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもの(当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。)で政令で定めるものの使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの」が規定されています。

(3) 法基本通達(以下「通達」という。)4-13(2)において、「特許権等の使用に伴う対価は、『輸入貨物に係る』ものであり、かつ、『輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの』である場合には、当該輸入貨物の課税価格に算入する」旨の解釈が示されています。

(4) 通達4-13(3)八において、商標権については輸入貨物が商標を付したものである場合、当該商標権の使用に伴う対価は輸入貨物に関連のあるものとなり、上記(2)及び(3)に規定する「輸入貨物に係る」ものとなります。

(5) 通達4-13(4)において、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるもの」とは、当該輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価であって、買手が当該対価を特許権者等に支払わなければ、実質的に当該輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないこととなる又は行われないこととなるものをいうとされています。

(6) 通達4-13(7)において、輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価を課税価格に算入する場合の具体的な計算は、次によるとされています。

イ 当該対価が一括して支払われる場合には、当該支払われる総額を算入する。

ロ 当該対価が分割して支払われる場合において、各分割支払額が確定しているときは、その総額

を算入する。

- ハ 当該対価が当該輸入貨物を使用して生産される製品の出来高に応じて支払われる場合において、支払われることとなる総額（支払の最低額について取決めがあり、当該総額が当該最低額を超えるときは、当該総額）を計算することができるときは、当該総額を算入する。

## 2. 輸入取引の認定について

輸入者の申立てによると、輸入者は、輸出者と売買契約を締結し、当該貨物（ブランド商品）を輸入していることから、輸入者と輸出者の間の売買が法第4条第1項に規定する「輸入取引」に該当し、輸入者が買手、輸出者が売手となります。

## 3. ロイヤルティの加算について

(1) ライセンス契約により、当該輸入貨物（ブランド商品）はライセンサーの商標（ブランド）を付したものであると取決められていることから、通達 4-13(3)ハにより、当該商標の使用に伴う対価（ロイヤルティ）は法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものとなります。

(2) ライセンス契約により、輸入者は、当該輸入貨物を製造及び輸送するために、ライセンサーが指定した製造者だけを使用するとされており、同契約において、輸入者（ライセンシー）は供給者のリストを同契約書に添付することとされていることから、輸入者（買手）が当該ロイヤルティをライセンサーに支払わなければ、実質的に当該輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないと認められます。

(3) よって、当該ロイヤルティは、法第4条第1項第4号に規定する輸入貨物に係る商標権の使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために輸入者（買手）により直接に支払われるものに該当することから、当該輸入貨物の課税価格に算入されます。

## 4. ロイヤルティの加算対象について

(1) 本輸入取引において、輸入者は、ライセンス契約により、4半期ごとにミニマムロイヤルティを支払い、サブライセンシーが本邦で販売した商品の年間実販売額の a%との差額を毎年 b 月末に支払うこととされています。

(2) そして、通達 4-13(7)において、輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価を課税価格に算入する場合の具体的な計算は、当該対価が一括若しくは分割して、又は当該輸入貨物を使用して生産される製品の出来高に応じて支払われる場合には、当該対価の総額を算入することとされています。

- (3) そのため、輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価を課税価格に算入する場合、当該対価の支払回数や計算方法に関わらず、当該対価の総額を算入することとなり、本輸入取引では、輸入者がライセンサーに支払った総額が輸入貨物の課税価格に算入されます。
- (4) また、ライセンス契約、その他の資料において、サブライセンサーが年間の最低販売額を超えて販売できず、輸入者がライセンサーに損害を与えた結果、その損害を償うために年間実販売額の a% とミニマムロイヤルティの差額を損害賠償金として支払うとの記述及び実態も確認できないことから、当該差額は損害賠償金と認められません。
- (5) なお、輸入者は、本邦において、当該商標が付された商品は、輸入者が輸入した貨物とサブライセンサーが独自に輸入又は生産した貨物により構成されていると申し立てていることから、合理的な方法により按分された、輸入貨物に係るロイヤルティが輸入貨物の課税価格に算入されます。